障害児者の教育・福祉・医療等の拡充を求める要望書

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会連絡先団体/障害者(児)を守る全大阪連絡協議会〒558-0011 大阪市住吉区苅田5-1-22 大阪障害者センター内TEL 06-6697-9005 FAX 06-6697-9059

<新型コロナウイルス対策・感染症予防>

- 1. 府立支援学校において、子どもと教職員のいのちと健康を守りながら教育活動をすすめるために、以下の対策を講じてください。
 - ①府立支援学校の「過大・過密」を解消するため、学校の抜本的増設計画をただちに策 定してください。
 - ②スクールバス内の「密」を解消するためにただちに増車するとともに、安全な運行が 行えるよう体制の整備をおこなってください。
 - ③教職員が児童生徒の感染源にならないよう教職員への検査体制を整備し、ワクチン 接種体制を拡充してください。
 - ④学校で児童生徒または教職員に陽性者が出た場合は、当該校における希望者の検査 を府教委の責任でおこなってください。
 - ⑤学校の休校・再開にあたっては、科学的根拠に基づいて判断してください。
 - ⑥学習指導要領等に明記されている授業時数については柔軟に扱うこととし、授業時数の確保や学校行事の配置などについては、各学校の教育課程編成権を尊重してください。
 - ⑦感染症対策で増大する業務に対し、必要な教職員をただちに増員してください。
 - ⑧消毒および医療的ケアや給食指導などに必要な消耗品・物品は、府が一括購入し各学校に配布してください。また、各学校の実態に基づき必要となる消耗品・物品購入に必要な予算を確保し、各学校に配当してください。
 - ⑨教育行政を進める際には、「府立高等学校」と「府立支援学校」を「府立学校」として一括りにするのではなく、府立支援学校にむけた必要な措置を迅速に講じてください。
- 2. 支援学級・通常学級在籍児童への新型コロナウイルス感染症の拡大等緊急時の体制整備 と日頃からの条件整備を行ってください。
 - ①休校、学校再開、学校行事、教育課程等の必要な対応を科学的・総合的に判断してください。またその際には、子どもや家庭の状況、学校現場の実情を把握・尊重し協議して教育行政を進めてください。
 - ②緊急時に教職員自身の安全を確保しつつ、子どもたちの実態に即した適切な支援が行 えるようマスク・消毒液の配付、スペースの確保等、緊急時の人的配置・物的措置が適 切に行われるよう、日頃から準備してください。
- 3. 障害児者と関連福祉事業所に対して、下記の新型コロナウイルス感染防止策を講じてください。

- ①障害福祉事業所職員と利用者・支援者が、公費による定期的なPCR検査をうけられるようにしてください。さらに府内自治体において検査体制の抜本的な強化を行なえるようにするとともに、検査についての十分な情報が得られるよう、必要な措置を講じてください。
- ②障害当事者ならびに障害福祉事業所職員に対するワクチン接種を早急に進めてください。接種場所については、指定の医療機関、集団接種会場に限定せず、かかりつけ医(移動できない方は訪問も含めて)からも接種を受けられるようにしてください。
- ③障害児者・家族に対して情報提供を行う際、正確でわかりやすいものとなるよう配慮を行ってください。ワクチン接種については、わかりやすく簡単な方法での予約も含め、十分な合理的配慮の提供のもとに実施してください。
- ④今回の「新型コロナワクチン接種」の対応について、市町村間のばらつきが多くろう あ者は混乱しています。受付方法が電話やネットなど高齢ろうあ者自身で申し込み ができないケースが生じています。高齢ろうあ者が安心してワクチン接種が受けら れるよう、大阪府として各市町村に助言・周知してください。
- ⑤新型コロナウイルス感染対応に起因して障害福祉事業所の休業を余儀なくされた場合の報酬補填措置を講じてください。
- ⑥新型コロナの収束が見えない中、「雇用調整助成金」「緊急包括支援事業補助金」「生産活動活性化事業補助金」の継続・再実施を国に強く求めるとともに多くの事業所が申請・活用しやすい仕組み・基準にしてください。障害者のくらしの糧となっている作業工賃の減収への補填を大阪府として検討・実施してください。
- ⑦検査・医療の実施にあたって、障害児者が排除されないよう受け入れ機関の整備を進めてください。入院やホテル等での療養が必要な場合、家族の負担とならないような措置を講じてください。また、自宅待機や緊急避難等が必要な場合、障害児者支援が適切に行えるよう福祉サービスの提供に関わる特別措置を講じてください。
- ⑧感染予防のために不可欠な物資が障害福祉事業所や障害児者・家族、医療機関に充分 に供給されるよう、特段の措置を講じてください。
- ⑨新型コロナウイルス等の感染症にヘルパーや施設職員が罹患した場合、さらに深刻な人材不足が発生して利用者の健康と生活が崩壊します。しっかりした身分保障を整えヘルパーの増員を図ってください。また利用者には、代行ヘルパー・施設職員を派遣するなどの仕組みを作ってください。
- ⑩新型コロナ禍の中で、マスクの着用が政府(国)・大阪府から国民に推奨されています。 それにより、医療機関、公共機関、福祉施設をはじめ、あらゆるところでマスク着 用者が激増しました。このような状況の中、聴覚障害児・者やろう重複障害児・者 は、口元や表情が見えず、話しかけられていることにも気づくことができず、コミ ュニケーション上の大きな障壁になっています。口元や表情がよく見える「透明マ スク」を医療機関や公共機関等で普及するために、大阪府として支援を行ってくだ さい。
- ⑩感染症の広がりによって、医療ひっ迫を生み出さないための、抜本的な医療体制・保健所体制の整備を行ってください。

く教育>

- 4. 府立支援学校の現在の「過大・過密」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する 教育環境を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、 必要な予算の確保をすすめてください。
 - ①府内各地域に、小・中・高等部のある知的障害支援学校を、保護者・関係者の意見を 十分に取り入れ、緊急に設置してください。
 - ②「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を抜本的に見直し、「約

1590人増加」に対応できる新校整備計画をただちに策定してください。

- ③知的障害支援学校の適正規模150~200人(1992年度学教審答申)を踏まえ、各学校の施設に見合った在籍者数となるよう、知的障害支援学校の増設をすすめてください。とりわけ、在籍者数が300人を超える学校については、早急に解消してください。
- ④府立支援学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域(放課後等デイサービスの利用を含む)を守ってすすめてください。また、増加する児童生徒数に対して、通学区域割りの安易な変更等の対応をおこなうのではなく、父母・教職員、関係者との合意を前提とした計画的な教育条件整備を実施してください。
- ⑤児童生徒の将来推計については、市別・学校別・学部別のデータなど詳細な情報を公開してください。
- ⑥学校施設の耐震化や校舎の老朽化対策のための大規模改修や、児童生徒数の増加に 合わせた教室の確保など、府立支援学校の教育条件整備をおこなってください。
- ⑦泉南地域・北河内地域に、肢体障害のある子どもが安心して学べる小・中・高等部の ある府立支援学校を建設してください。
- ®交野支援学校四條畷校を小・中・高等部のある本校として整備してください。また、 スプリンクラーの設置はもとより、空調設備の充実、給食の自校調理、直営バスの 配置をおこなってください。
- ⑨支援学校における児童生徒数の増加で、特別教室が普通教室に転用されたり、普通教室をカーテンで間仕切ったりすることがないよう、文部科学省に対し特別支援学校の実効性ある設置基準を策定するよう要望してください。
- ⑩同一敷地内に2つの支援学校が設置されている場合において、高等支援学校の入学 試験の日に支援学校を休校にしないなど、児童生徒の教育環境に影響が及ばないよ うにしてください。
- ①トイレを子どもの実態に合わせて改善・整備し、老朽箇所の改修を計画的に行ってください。
- ⑩冷暖房を適切に使用できるよう、すべての府立支援学校に必要な光熱水費予算を配当してください。
- ③教育活動に支障が生じないよう、必要な教職員の旅費予算を確保してください。
- ④府立支援学校の特別支援教育コーディネーターが地域の保護者や学校からの相談要請に応えられるように、大阪府教育委員会として、独自で加配するなど、相談支援体制を拡充してください。また、学校教育審議会で審議されている「支援学校のセンター的機能の発揮」に見合う十分な教職員の配置を府立支援学校におこなってください。
- ⑤旧西淀川高等学校校舎を活用した新校整備においては、児童の実態に応じた小学部 棟を新設(教室、トイレ、階段、特別教室など)してください。
- ⑥今後の知的障害支援学校の増設においては、必ず小学部棟を新設してください。
- ⑩府立支援学校の在籍者数増の対策として、学校教育審議会で審議されている「高校と 支援学校の併設」の具体化ではなく、支援学校の抜本的増設をおこなってください。
- ®2026年度までに高等部が減少、小学部・中学部が急増する将来推計において、小学部・中学部における教職員配置を増やし、府立支援学校として充実した指導をおこなえるようにしてください。
- 5. 安全・安心で適正な、通学時間・通学距離を保障してください。
 - ①スクールバスの民間委託化方針を撤回し、直営でのスクールバス運行を行ってくだ さい。
 - ②適正規模の府立支援学校を各地域に建設するとともに、スクールバスの増車等の対策を緊急に講じ、自宅から40分以内で通学できるようにしてください。なお、早

急に60分を超える乗車時間を解消してください。当面暫定的な措置として、通学時間が60分を超えるコースのバスにはトイレを設置してください。

- ③医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に通学できるようにしてください。
- ④スクールバスを小型にして、自宅の近くから乗降できるように送迎ルートを改善してください。
- ⑤小型スクールバスの添乗員は、乗車する子どもの実態に合わせ、必要なコースは2名 配置してください。
- 6. より豊かで安全な学校給食を、子どもたちに保障してください。
 - ①府立支援学校における学校給食調理業務の民間委託化はやめてください。
 - ②民間委託化された各府立支援学校の学校給食を自校直営方式に戻してください。当面、契約更新時に混乱が生じることのないよう、調理従事者資格要件や経験年数の大幅な引下げをおこなった仕様書を元に戻してください。また、安全で充実した給食が実施できるよう人的対応などの具体的な手立てを講じてください。
 - ③文部科学省「学校給食衛生管理の基準」にもとづいて、厨房の施設設備を抜本的に整備してください。
- 7. 医療的ケアの必要な子どもたちに充実した教育を保障してください。
 - ①医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる府立支援学校においては、府独自に看護師を配置してください。希望する医療的ケアが必要な児童生徒が、知的障がい支援学校に入学できるようにしてください。
 - ②府立支援学校の看護師については、正規の学校職員として独自に定数枠を設けて配置してください。当面、引き続き臨時技師(看護師)の賃金等の待遇改善を継続するとともに、その内容を早急に拡充してください。
 - ③泊を伴う行事への看護師の付き添い予算を増額してください。また、医師の付き添い 措置を予算化してください。
 - ④医療的ケア通学支援事業においては、児童生徒の通学保障・通学途上での安全面、保護者の負担の軽減、看護師の確保など、制度が確かなものとなるよう予算措置を講じ、大阪府が責任をもって実施してください。とりわけ、大阪府として必要な看護師を確保してください。
- 8. 旧大阪市立特別支援学校12校については、「市立特別支援学校の児童生徒の教育が後退しないよう進めてまいりたい」(2015.6.30要求大集会実行委員会対府交渉)という回答に基づいた条件整備をおこなってください。また、「教育条件を低下させない」として強行した「府移管」の検証を責任をもっておこなってください。
 - ①中央聴覚支援学校、大阪北視覚支援学校の「早期教育」及び寄宿舎教育を継続・発展 させてください。
 - ②中央聴覚支援学校寄宿舎の改修・増築を行ってください。
 - ③光陽支援学校病弱部門(通学籍)を継続、発展させてください。
 - ④肢体不自由校において、実態に見合った教員(「実習助手」を含む)の配置を行って ください。
 - ⑤歯科衛生士による歯磨き指導・フッ化物塗布の事業や、保健師、助産師による性教育の無料派遣を復活させてください。
 - ⑥学校図書館の整備費用、点字教科書等の購入費用など、学校予算を大幅に増額してく ださい。
- 9. 大阪府立支援学校高等部にも、希望すればだれでも進学できる専攻科を設置してください。
 - ①府立支援学校を新設する際には、高等部に専攻科のある支援学校を整備してください。国に対して、高等部に専攻科の設置が進むように教育環境の整備や教育年限の 延長を行うようはたらきかけてください。
 - ②福祉型専攻科や卒後の障害福祉サービスを活用した学びの場の実態を府教委として

把握し、専攻科の設置を含めた高等部卒業後の移行期の支援教育の意義や生涯学習のあり方、働きつづけるための定着支援のあり方について研究してください。

- ③障害福祉サービスを活用した卒後の福祉型専攻科や学びの場の役割・存在が、すべての府立支援学校の生徒・保護者に進路情報として提供されるように、大阪府教育委員会として各支援学校に対する指導・助言を積極的に行ってください。また、ホームページや(学びの場)事業説明会等で大阪府として積極的に府民への情報提供を行ってください。
- ④自立訓練事業を活用した学びの場の利用者や家族・関係者からのねがいに応えて、利用期間2年間の有期限が少なくとも4年間に延長されるように国に働きかけてください。
- ⑤障害福祉サービスを活用した卒後の学びの場に通う青年・学生が交通機関を使う場合に、通学定期や各種学割が使えるように関係機関にはたらきかけるとともに、学生証を発行してください。
- ⑥高等支援学校卒業生の学びの場や働く場、くらしの場に関する進路実態を明らかに するとともに、卒業生の進路追跡調査の実態や、進路支援・移行支援・定着支援な どの教育課題を明らかにしてください。
- 10. 手話言語条例の制定を踏まえ、聾学校(聴覚支援学校)の教育環境の拡充を図ってください。
 - ①障がい児教育の特殊性、専門性を踏まえて、同一校勤務の年限を理由とした強制的で機械的・画一的な人事異動を行わないでください。聾学校(聴覚支援学校)では、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」に基づき、手話が言語としてあたりまえに機能する環境を整備してください。
 - ②聾学校(聴覚支援学校)においては、聴覚障害(ろう)児対応だけではなく、聴覚障害者(ろう)の保護者の対応はもちろん聴覚障害(ろう)者の教職員のために、手話通訳者(手話通訳士または大阪府登録手話通訳者)を配置してください。
 - ③聾学校(聴覚支援学校)のスポーツ(クラブ)活動に、デフリンピアンやデフアスリートおよびデフスポーツ関係者や大阪スポーツ賞・大阪府知事表彰受賞者を指導者として招くなど、聞こえない子どもがロールモデルと接する機会を保障してください。
- 11. 厚労省・文科省の「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」に則り、聴覚支援学校での早期教育相談を充実させるため人員を措置してください。
- 12. 後期中等教育を拡充してください。
 - ①高等支援学校の進路選択に当たっては、本人の学びを通した意思決定を最大限尊重 した進路選択を行ってください。
 - ②「就職・就労」を学校の進路目的に挙げられているとしても3年間の学びの中で進路に対する考えが揺れ動く生徒もいると思います。(「もっと学んで力をつけてから社会に出たい」など)生徒たちの進路に対する考え方の変化(意思決定)を受け止め合理的配慮のもと様々な選択肢の中から自分自身の人生を選べる機会を尊重し働き続ける力(スキルではなく壁にぶつかったときに相談したりリフレッシュする力)の獲得と人格育成の支援を行ってください。
 - ③支援学校高等部卒業後の一般就労者の実態を明らかにしてください。また、入学者選抜制の高等支援学校の進路の実態を明らかにしてください。
 - ④高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめてください。
 - ア) 府立高等学校に在籍する発達障害をはじめとするすべての障害のある生徒の 実態把握をおこない、適切な教育課程や教材の準備、専門性をもった教職員の 確保や定数措置、施設・設備などの条件整備をすすめ、教育環境を改善する等、 必要な施策を講じてください。
 - イ) すべての府立高校にエレベーターの設置など、障害のある生徒が安全・安心に

高校生活が送れるよう施設設備を充実してください。

- ウ) 府立高等学校に在籍する障害のある生徒の支援のための、支援員や専門家の巡回相談などを導入するとともに、通級指導教室を増やしてください。
- エ) 府立高等学校で実施されている通級指導について、対象者数・障害の状況・教 員の配置・教育課程・単位認定・施設設備・合理的配慮等、状況を明らかにし てください。
- ⑤早期からの現場実習や一般就労に偏重した高等部教育を改め、卒後の生活の充実と 働きつづける力につながる青年期にふさわしい教育を充実してください。
- ⑥「知的障害のある生徒の受け入れ」にあたっては、本人の学習権と発達権を保障する ために専門性を持った教職員の配置と教育条件の整備を行ってください。
- 13. 小・中学校支援学級の在籍者が大幅に増加し、障害も重度化・多様化している実態を 踏まえ、次の施策を実施してください。
 - ①障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置(介助員制度等)に見合った大幅な教職員増をおこなってください。
 - ア) 学級編制基準が同じ複式学級同様、2 学年で学級を設置するよう文部科学省に 要望してください。
 - イ)支援学級の編制基準の改善を文部科学省に要望するとともに、府独自でも改善 し、1学級の定数を大幅に引き下げてください。
 - ウ) 在籍者が一人でも障害種別で支援学級を分級することを府の基準にし、それに 基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。
 - エ) 在籍する児童・生徒の実態に応じて、運営や指導の困難さを抱える学級、ある いは学校に教員を加配してください。
 - オ) 同一種別で在籍予定者が9名の場合は、2学級設置することを府の基準にし、 それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。も しくは、年度途中の児童・生徒の増加に対して、新設・増学級をおこない、必要 に応じた教員配置をおこなってください。
 - ②施設・設備の基準を設け、その改善・充実をはかってください。特に、肢体不自由児が在籍する全ての学校にエレベーターを設置するよう、市町村教育委員会に働きかけてください。
 - ③障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。
 - ア) 教員採用選考に支援学級採用枠を設けてください。
 - イ)希望する場合は支援学級担任として転勤できるよう市町村教育委員会に働き かけてください。
 - ウ) 支援学級担任の継続年数を延ばすことができるよう、市町村教育委員会を指導 してください。また、継続して担任する事の大切さについて、各学校長が研修 できる機会を持ってください。
 - エ)支援学級担任の講師率を把握するとともに、できる限り正規の職員が担任する ことが望ましいことを各学校長が研修できる機会を持ってください。
 - オ)代替教員をプールする等、病気休暇や産・育休、年度途中の退職などによる支援学級担当教員の欠員不補充をなくしてください。
 - ④学校教育法施行令が一部改正されましたが、子どもたちに保障されるべき教育課程 や教育条件が変わったわけではありません。支援学校・支援学級・通級指導教室・ 通常の学級、どこで学んでいても、その子に必要な教育課程・教育条件を保障して ください。
 - ⑤就学に際して、「一度入学したら、小学校は6年間、中学校は3年間は同じ学校で」

と言われますが、法令通り、転学に関しては、『学びの場』を固定なものとせず、『発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟』にできることを保護者・教職員に周知するとともに、そのための方策を検討してください。

- ⑥支援学級在籍者を含めると、3 5人、4 0人の定数を超える通常学級をなくすよう、 弾力的運用だけでなく、教員を加配してください。
- ⑦政令指定都市を含め、医療的なケアや医療的な見守りを必要とする子どもたちのいる学校に看護師を配置してください。支援学校のように、泊を伴う行事にいつも子どもと関わっている看護師が付き添いできるようにしてください。医師の付き添い措置を予算化してください。
- ⑧中学校の支援学級について、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったき め細かな教育が受けられるように学校全体で取り組んでいけるようにしてください。
- 14. すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・学級の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。
 - ①今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応でも明らかなように、小中学校・支援学校ともに学級編制基準を改善し、少人数学級にすることが必要です。小中学校の通常学級を20人以下の学級にするとともに、特別支援教育支援員の増員など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。
 - ②通級指導教室を全ての小中学校及びすべての特別支援学校に設置してください。発達障害に起因する不登校の児童生徒が居場所として通級指導教室に通えるよう柔軟な対応を行ってください。
 - ③コーディネーターを専任配置し、学校全体で特別支援教育を進めことができる基盤 を作ってください。
 - ④チャレンジテスト、学力調査等、競争をあおるような教育をやめ、これまで通常の学級で学ぶことができていた障害のある子どもたちが、通常の学級から排除されている状況を改めてください。
 - ⑤支援学級を、支援学級在籍者や特別な支援の必要な児童・生徒が、居場所(「落ち着きを取り戻すための空間」小学校施設整備指針)として常時活用できるようにしてください。
 - ⑥全教職員が発達障害についての理解を深め、一人ひとりの子どもの特別なニーズを 理解し、子どもたちが自分に必要な環境で教育を受ける事ができるようにしてくだ さい。
- 15.「発達保障ならびに教育保障」の観点にたった適切な就学支援をおこなうために、府および市町村に就学支援委員会を設置し、民主的に運営してください。市町村が行う発達相談・教育相談に、費用の補助をしてください。

<放課後保障>

- 16. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを大阪府においても促進し、家族と府立学校や各市町村の学校、私立校等と事業所との連携が図れるようにしてください。
 - ①子どもの支援に関して随時、相談、懇談を行うなど連携が取れるようにしてください。
 - ②送迎を円滑に行えるように、下校時間や行事について細やかに情報交換が行えるようにしてください。新型コロナウイルス感染や災害による緊急時に備えるためにも事業所への情報のメール配信を各校で行えるようにしてください。
- 17. 放課後等デイサービスについて、報酬改定による影響を調査するとともに、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて国に要望してください。また、府としてできることも行ってください。
 - ①報酬の改定により、報酬単価が下がり、運営がとても厳しくなっています。放課後等

デイサービス事業の制度を守り、発展させるため基本報酬を増額するよう国に要望 してください。

- ②職員の安定した雇用をまもり、支援の充実を図るためにも日割り計算を改め、月額払いにするよう国に要望してください。
- ③子どもの急な欠席の場合、収入が減りますが、職員配置は必要なため財政に影響します。「欠席時対応加算」の増額を図ってください。必要な職員配置を行えるよう月額 払いにするよう国に働き掛けてください。
- ④新たに設けられた「個別サポート加算 I」に関しては、指標の判定についても市町村でばらつきがあるなど課題があります。子どもたちへの充実した支援が行えるよう拡充を国に求めてください。
- ⑤「個別サポート加算Ⅱ」については、要保護児童へのきめ細やかな支援を行っている 事業所が加算取得しやすいような仕組みを検討するよう国に要望してください。現 行の「保護者の同意を得る」などの条件では、実態に見合った活用には至りません。 家族への支援にきめ細やかな配慮や連携が必要であることを踏まえて検討するよう 要望してください。
- ⑥「専門的加配加算」については、児童発達支援で認められている「保育士」や「5年 以上働いた児童指導員」を放課後等デイサービスにおいても専門職と認めるよう国 に働き掛けてください。

<障害者総合支援法をはじめとする福祉制度>

- 18. 障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所も増えています。大阪府として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。
- 19. 自立訓練を活用した学校卒業後の「学びの場」の意義を正当に評価して、「学びの場」の事業の継続が図れる報酬に改善するように国に求めてください。
- 20.利用者の通所人数を踏まえて、職員配置を調整することは困難であることや家賃等も 月額払いしていること等をふまえ、少なくとも、人件費等の事務費(固定費)については 月額払いとなるよう国に求めてください。不登校・行きしぶり経験のある方や引きこも りにある方などの通所実績や重度・高齢また精神疾患の利用者の平均工賃など、現行の 報酬算定の基本構造が支援の実態を反映したものとはなっていません。利用者の特性に 着目した報酬体系に改善するよう国に働きかけてください。
- 21. 次期報酬改定において、「食事提供加算」の継続を強く求めるとともに、成果主義による報酬体系を見直すよう国に働きかけてください。
- 22. 就労継続支援B型事業所の報酬を改善・拡充してください。
 - ①今期報酬改定で新設された、就労継続支援B型の「地域協同加算」「ピアサポート実施加算」等の内容を早急に示し、事業所が申請・活用できるようにしてください。
 - ②就労継続支援B型の報酬体系について、大阪府内にろう高齢者が安心して利用できるデイサービス等の事業所が無い中、ろう重複・高齢者の日中活動の場として、あいらぶ工房・ほくほく・なんなんの3施設が事業を行っています。利用者の多くが高齢の聴覚障害者であるため高齢者デイサービスのような補完的な支援をしており、目標工賃達成加算の取得要件にある工賃の引き上げは困難です。平均工賃額に基づく実績評価の報酬体系を廃止し、定額基準による報酬体系となるよう国に働きかけてください。
 - ③就労継続支援B型事業所が、利用する障害者の実態に合わせた適切な事業運営を行うことができる報酬体系となるよう、大阪府として現状と課題について検証を行うとともに、その改善を国に強く求めてください。
- 23. グループホーム制度を拡充してください。
 - ①コロナ対策として、グループホーム職員及び利用者のPCR検査を定期的に行うと

- ともに、早急なワクチン接種と、陽性の利用者が入院できるようにしてください。
- ②日割り報酬ではなく、月額報酬にするとともに、基本報酬を引き上げるよう国に求めてください。グループホームは週末の帰省や病気等で利用者がいない事も多い反面、職員の配置は必要です。グループホームは、殆どが小規模で運営への影響も大きいので、早急に改善をお願いします。
- ③高齢化・重度化に伴い、平日・休日問わず、ホームでの日中支援が必要です。「日中支援加算」については、平日に通所事業所を休んで支援した日だけしか加算がつきませんし、3日目からの請求です。祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算対象となるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。
- ④グループホームで暮らす障害者の通院・入院への支援が行えるようにしてください。 グループホーム入居者の通院介助については「月2回が限度」ですが、高齢になって複数の病院に通院が必要の人も増えていますので、通院回数と時間を増やしてください。また、通院介助は、慢性疾患の定期通院のみになっているので、緊急の通院には利用出来ない制度となっています。ホームの職員が通院支援する場合にも使える「通院等緊急対応時加算」を作って、緊急時の対応ができるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。
- ⑤グループホーム内での個別でのヘルパー利用については、利用者への専門的な支援とともに、複数の支援を入れることで、支援の客観性が保たれる利点があります。また、利用者の個別の課題にも対応できる支援です。現在の3年間の特例の経過措置ではなく、必要な人にはサービス提供を継続できるようにしてください。
- ⑥「日中サービス支援型グループホーム」について、重度の利用者を支援するには夜間 支援の評価が低く報酬が少ないこと、軽度の人も利用出来るよう区分1.2の人も 利用出来るようにすることなどその改善を国に働きかけてください。また、「日中サ ービス支援型グループホーム」だけでなく、「介護サービス包括型」においても、高 齢化・重症化に対応できるよう報酬制度の充実・見直しを国に働きかけてください。
- ⑦大阪府としてグループホーム職員確保のための特別な対策を講じてください。
- ⑧グループホーム開設のための土地購入・建設補助、大幅改修費への大阪府独自の補助 を行ってください。また、開設にあたって、地域の了解を事業者にゆだねるだけで なく、もよりの市町村も積極的に地域への理解を広げるよう指導してください。
- 24. 府下各地に障害者の入所施設を整備してください。
 - ①児童施設の超過齢者も含めた施設入所希望の待機者数を明らかにしてください。待機者の解消に見合った入所施設の整備計画を立てるとともに、以後の障害福祉計画では入所施設定員の削減目標を盛り込まないようにしてください。
 - ②医療的ケアの利用者を受けとめることのできる障害者のくらしの場の整備を府の責任で行ってください。また、看護師配置が可能となる補助制度を創設してください。
 - ③基本報酬の引き上げを国に求めてください。また、夜間の体制が厚くできるよう、加齢や重度化の実態に合わせて補助を行ってください。
 - ④重度化・高齢化に対応した設備改善への補助を行ってください。
 - ⑤入所施設で暮らす障害者が通院・入院した際に必要な支援が行えるよう、職員配置基準の改善を国に働きかけるとともに、大阪府としても独自の加配制度を設けてください。
 - ⑥自宅やグループホームでの暮らしが難しい重度の知的障害や強度行動障害のある人 に対応できる入所施設を整備してください。
- 25.「住み慣れた地域で必要なサービスを利用し暮らす」ことをめざした障害者福祉サービスでありながら、聴覚障害者が利用できる事業所が少ないため、多大な交通費を負担して「なかまの里」「あいらぶ工房」「ほくほく」「なんなん」の日中活動、短期入所まで通所されています。大阪府として広域利用にならざるを得ない聴覚障害者に対する交通

費補助制度を創設するとともに、市町村において何らかの支援を行うよう求めてください。

- 26. 居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応えることができないケースが多くなっています。令和3年度より改定された報酬影響調査を大阪府として実施し、不足状態を解消するとともに安心して働き続けられる報酬単価となるよう国に強く働きかけるとともに、府として何らかの対策を講じてください。
- 27. ヘルパーとして提供できる活動内容を制限しないでください。
 - ①居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学、育児や家族支援を含め、利用を認めてください。また通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。
 - ②障害者が入院した際、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえない介護は、(医師の求めにより) 福祉制度のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院間近の慣らしの外出や自宅への一時帰宅に、福祉制度のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供できるようにしてください。
- 28. 重度訪問介護を拡充してください。
 - ①重度訪問介護を介護保険にはない障害福祉サービス固有のものとして位置付けてください。また、利用制限をなくし通学、通勤・就労時、入院、外泊、運転介助等にも利用できるようにしてください。
 - ②病院での重度訪問介護利用について、「ニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援」となっていますが、当事者が入院中も安心して生活でき、付き添う家族負担が 軽減できるように、例えば水分補給、ナースコール、寝返り、テレビやスマホ等の 操作の補助など、見守りも認めてください。
 - ③重度訪問介護の利用者が遠方の病院に入院(障害に関わる病院または配慮のある専門病院に入院する場合など)した際、行きと帰りのヘルパーの拘束時間については報酬(例えば移動介護加算等)がサービス提供事業所に支払われるように国に働きかけるとともに、大阪府としても独自の施策を検討してください。
- 29.入院時コミュニケーション支援を利用しやすいものに改善・拡充してください。
 - ①対象者や支援者の拡大を行ってください。医療機関の理解も得られるよう制度の周知・徹底を図ってください。
 - ②入院時にヘルパー派遣が認められない場合、やむを得ず自己負担による支援を受け ざるを得ません。入院時に洗濯や買い物等の支援を得るための費用助成制度を創設 してください。
- 30. 相談支援事業の拡充を図ってください。
 - ①先の報酬改定で相談支援の事業報酬は若干改善されたものの、相談支援専門員の過 重労働は解消されていません。大阪府として相談支援専門員の業務実態を把握して、 過重労働の解決にむけた対策を国に求めるとともに、大阪府としても必要な措置を 緊急に講じてください。
 - ②令和2年度に見直された相談支援従事者研修の実施状況を検証し、その結果を踏まえて問題や課題を掘り下げるために、きょうされんなど関係団体との懇談の場をもってください。
 - ③相談支援専門員の初任者研修や現任研修について、受講を希望しても定員充足のため受講できないことがあります。希望する人がすべて研修を受講できるよう初任者研修や現任研修を大幅に増やしてください。また初任者研修は研修修了後に相談支援専門員の業務に就く予定のある人を、現任研修は現に相談支援専門員の業務に就いている人を優先して受講できるようにしてください。
 - ④児童を対象にした相談支援事業の拡充を図ってください。児童対象の相談支援事業 所を増やし、子どもの権利条約や障害者権利条約に則った障害児相談支援を保障し てください。また、学校への行き渋りや不登校の状態など困難をかかえる子ども・

家族へのサービス調整会議は、学校・教育関係者や福祉、医療関係者等が子どもを 真ん中に家族に寄り添いながら対等の立場で行うようにしてください。

- 31. 医療的ケアが必要な人への短期入所が決定的に不足しています。府として設置が促進されるような施策を講じてください。
- 32. 北摂地域に療養介護施設(旧重症心身障害児者施設)の設置を進めてください。
- 33.特定行為(経管栄養・痰吸引)が制度化されていますが、基本研修と実地研修を受けた以降、フォローアップ等が実施されていません。ヘルパー事業所にとって一人2~3万円の研修費用は大きな負担です。研修費用助成、その後の研修の充実等、大阪府の独自施策を講じてください。
- 34. 高次脳機能障害者を含む中途障害者に偏りがちな、利用料一割負担を廃止するよう強く国に要望してください。あわせて府独自の救済策を講じてください。
- 35.大阪府下で高次脳機能障害の診断を積極的におこなう病院が不足しています。各市町村で高次脳機能障害の診断が受けられ、安心して障害福祉サービスが利用できるように対策を講じてください。また、診断ができる病院をわかりやすく明らかにし、誰もが診断先に困らないように情報公開をしてください。
- 36. 補装具・日常生活用具を拡充してください。
 - ①補装具の作成・修理については、部品代だけではなく、人件費や出張旅費、また、運送費やメンテナンス費等も含め、作成や修理にかかる費用すべてを対象にしてください。また、個別または環境上の条件などで購入価格が補助基準よりも高くなった場合、その差額分を補てんする制度を作ってください。
 - ②補装具・日常生活用具のJIS規格、制限列挙方式、定額基準をなくし、機能補完、身体ケア、自立・社会参加の保障を踏まえて、個々のニーズ・要望に応えるものにして、個別因子や環境因子等の社会モデルを考慮した支給ができるようにしてください。また、住宅環境、職場環境の改善も一体かつ総合的に行えるようにしてください。

(具体的事例)

- ・紙おむつ支給要件を「コミュニケーションが困難な者」だけでなく、「トイレ介 助が必要だが、介助が受けられる条件や環境が困難な者」に広げてください。
- ・介助用リフトは、安全性確保のために、必要に応じて耐用年数の緩和をしてくだ さい。
- ③補装具、日常生活用具の選択・作成・改造・修理・点検・リサイクル・相談・指導・教習・研究をトータルに行える「補装具センター」をすべての自治体に1カ所以上設置してください。その際、当該地域に責任を持ち、他センター、中央・地域の研究機関、医療機関、メーカー等と連携して障害者個々のニーズ,要望に応えられる体制を確保してください。
- 3 7. 移動支援事業を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにしてください。ろう重複障害者に配慮した施設(あいらぶ工房・北摂聴覚障害者センターはくほく・泉州聴覚障害者センターなんなん)には、重度のろう重複障害者が健聴障害者を対象とした事業所に比べ他市町等遠方から通所しています。市町村事業である移動支援事業が市町村の枠を越えて利用できるよう大阪府主導で検討を進めてください。また、地域の実情や支援の必要性等を踏まえた移動支援の実施にむけ毎年大阪府が市町村向けに実施されている「運用状況調査」の際に、ろう重複障害者が利用する事業所への「通所実態調査」を実施し、結果を踏まえた改善策を講じてください。
- 3 8. 大阪府内の地域において、介護保険、障害福祉サービス事業で聴覚障害者が手話言語でコミュニケーションをとり、利用できる事業所は皆無です。そのため大阪ろうあ会館は大阪府内全域に範囲を広げてサービスを実施しています。ヘルパー・ケアマネージャーの移動による交通費は利用者負担ではなく事業所が負担しています。大阪府での支援方策について検討するとともに、市町村独自で何らかの支援を行うよう求めてください。

- 39.2025年の大阪万博において、障害者権利条約第9条「アクセシビリティ」を保障するための人材育成の予算化を講じてください。東京都はオリンピック・パラリンピックの開催にあわせ「手話のできる都民育成事業」を実施しました。1970年の大阪万博では、総合受付で手話言語応対が行われましたが、2025年の大阪万博では、あらゆる展示会場やブースで「話すこと、聞くこと、見ること、書くこと、読むこと、認知すること」のハードルを無くし、手話言語による応対や視聴覚情報をもれなく保障してください。
- 40. 府内各市町村における地域活動支援センターの設置状況を調査し、運営に格差が生じないよう、運営に関する独自の上乗せ補助、通所費用への支援や家賃補助など、大阪府として必要な施策を講じてください。
- 41. 障害福祉サービスにおける府内市町村の指導監査の実施状況(市町村への助言件数や市町村からの具体的相談内容等)を明らかにしてください。指導における市町村格差が生じないようにしてください。
- 42. 障害者優先調達推進法における2020年度大阪府の実績と今年度の計画を示してください。また府内各自治体で、取扱いの差が生じないよう必要な措置を講じてください。
- 43. 旧優生保護法における強制不妊手術に関わる実態について、大阪府として把握している実態を報告してください。また、いわゆる救済法の周知が被害を受けた方全てに行きわたるよう現在の進捗状況の報告と大阪府としての手立てを講じてください。
- 4.4.学校を卒業した後の障害のある人たちが、平日の夕方や休日に自主的な文化・スポーツ・芸術活動などを身近なところで気軽に利用できる余暇活動支援センター(仮)の設置や余暇活動への補助制度の創設を検討するとともに、余暇活動を支援する制度の創設を国にはたらきかけてください。
- 45. かつて「大阪ろうあ者成人学校」「大阪ろうあ女性学級」には府の補助金がついていましたが2008年に廃止されました。SDGsの開発目標4「質の高い教育を皆に」にもうたわれるように、生涯学習に対する認識も発展しています。補助金を復活してください。
- 4 6. 障害者基本法 2 5 条、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づき、第 5 次大阪府障がい者計画による障害者の文化芸術活動の促進にあたり、聴覚障害者の個性と能力の発揮を図るために作品展示やパフォーマンス演技を行う「ろうあ者文化祭」「みみの日記念大会」に補助金をつけてください。
- 47. 母子健康手帳が広く活用できるようにしてください。
 - ①平成6年度に厚生労働省が出した通達にしたがい、点字使用の視覚障害妊婦に対し 「点字版母子健康マニュアル」を交付してください。また、府内での配布の実態を 調査して公表してください。
 - ②点字を使用しない視覚障害妊婦には、本人が希望する媒体(マルチメディアデイジー版や拡大文字版、テキスト版など)を交付してください。その際、妊婦本人が記録できる媒体も準備してください。
 - ③視覚障害妊婦に対して通常母子健康手帳とともに「点字版」や「マルチメディアデイジー版」があることを広く府民に知らせるため、各市町村が発行する「お知らせ」等に掲載したりマスコミ等を活用し啓発してください。特に医療機関や保健所等に対する啓発を強めてください。

<介護保険>

48.介護保険優先原則(障害者総合支援法第7条)の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者(40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者)が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。

- ①要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害者福祉サービスの打ち切りを行わないよう市町村に働きかけるとともに、「要介護認定の申請を行わない障害者に対して障害福祉サービスを打ち切ることは違法」と判示した岡山浅田訴訟の司法判断に沿い各市町村を指導するよう国に求めてください。
- ②当面の措置として、特定疾病を含む65歳以前から障害者サービスを受けている全 ての障害者が、障害者総合支援法に基づく制度の負担と同様になるようにしてくだ さい。
- ③介護保険料を大幅に引き下げるとともに住民税非課税世帯の利用料を無償にしてください。「高齢障害者の新たな負担軽減措置」は対象者や対象範囲を限定せず、介護保険を利用するすべての高齢障害者を対象にするよう国に求めてください。
- ④自治体が介護保険へ強制移行させる一つの要因(国による誘導策)となっている、国 庫負担基準額における介護保険対象者への減額規定を無くすように、大阪府として 国に強く働き掛けてください。
- ⑤介護保険制度は利用者の費用負担やサービスの利便性、個別性等で障害福祉施策(介護給付だけでなく、補装具・日常生活用具も含む)と比べて様々な負担・制約がかかります。こうした負担・制約について、障害者が介護保険に移行しない理由とすることを認めてください。
- ⑥介護保険に移行した後でも、介護保険ではなく必要に応じて障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
- ⑦介護保険で不足するサービス量について、障害福祉サービスを上乗せするよう市町村を指導してください。また、市町村によっては、上乗せを認める対象者を「支援区分6・要介護度5以上」等の独自基準(ローカルルール)で制限しているところがあります。こうした基準をなくして希望する人にきちんと上乗せ支給が行われるよう市町村に働きかけてください。
- ⑧介護保険に移行した人が、障害福祉にしかないサービス(行動援護や重度訪問介護・移動支援等)を申請した場合、きちんと支給(横出し)されるよう市町村に働きかけてください。
- ⑨視覚障害者の場合は、全盲の重度障害者であっても、現行の介護認定基準ではほとんどの者が要支援1か2と判定されます。介護保険制度が改善されるまでの間、大阪府としてサービス上乗せの助成措置を構じてください。また、障害者のQOLを低下させないように市町村を指導してください。
- ⑩「介護予防・日常生活支援総合事業」について、手話ができる職員の事業所への配置 や同じ聴覚障害のある利用者集団の保障、ろう高齢者への対応状況を把握し、その 改善を市町村に働きかけてください。
- 49. ホームヘルパーの派遣時間を少なくとも1回2時間以上に延長できるように国に要望してください。
- 50.2021年4月の報酬改定では、要介護1・2に該当する認知症の方々やろう高齢者に対する、特別養護老人ホームへの入所に関する特例要件が継続されました。今後の改定時においても、軽度な要介護度であっても、独居や家族内・地域での孤立、聴覚障害に配慮した適切な居宅サービスが受けられないなどの状況にあるろう高齢者が、特別養護老人ホームに入居できるよう現状の入所要件を継続するよう、また軽度者が引き続き訪問介護・通所介護・短期入所等、介護保険の居宅サービスが利用できるよう国に働きかけてください。
- 5 1. 聴覚障害を持つ高齢者への適切な認定調査を行うために、大阪府は「聴覚障害者の理解と支援における留意点」の重要性を踏まえた現任研修を実施しています。現在の認定調査項目おいて、ろう高齢者に該当する項目は「意思伝達(3-1)」程度であり、聞こえないことによる生活のしづらさや支援の必要性を明らかにするためには、審査会で使用される『特記事項』の内容が重要です。ろう高齢者に特化した「あすくの里」等の特養が

加入している全国高齢聴覚障害者施設協議会で、「ろう高齢者の特性を踏まえた特記事項の記載のポイント」を整理しているので現任研修等で活用してください。

- 5 2. ろう高齢者が安心して相談・支援が受けられるショートステイ、デイサービス、ケアプランセンター等の事業所が少ないなかで、遠方からの利用や「利用の目的や課題」が多岐に渡っています。また、聴覚障害者に特化した事業所で、個々にあったコミュニケーション方法で情報提供や支援・相談をすることで新たな課題が明らかになります。その意味では、特養の入所者以上に柔軟的かつ個別の支援が求められます。そこで、ろう高齢者の在宅での暮らしを支える事業に対しても、「障害者生活支援体制加算」の対象とするよう国に働きかけてください。
- 53.介護保険制度は、「高齢者が住み慣れた地域において自分らしい生活を持続していくこと」を目的としているにも関わらず、ろう高齢者(特に盲ろう者)に対応できる居宅支援事業所が少ないことから、遠方からの相談や利用が多く長時間の支援が必要となります。大阪府として対応できる事業所や「盲ろう者通訳・介助員養成研修」等の人材の育成を実施していただいているところですが、盲ろう者へ的確な支援ができる人材が確保できるまでの間、移動の際の高速料金の保障や独自の手当等検討してください。
- 5 4. 生活保護受給者のユニット型特養・ショートステイの利用について、生活保護受給者が長期間利用した場合保護が打ち切られる場合があります。大阪府下にはろう高齢者が安心して利用できる特養は、ユニット型特養の「あすくの里」しかありません。生活保護受給者が保護を打ち切られることなく、ユニット型特養を利用できるよう引続き市町村を指導してください。
- 5 5. 介護保険サービス利用時に、利用者が役所に手話通訳を依頼し断られる場合があります。介護保険サービス利用時のコミュニケーション保障は事業所の責任となっていますが、手話でコミュニケーションできる事業所がほとんどないのが現状です。介護保険サービス、特に医療系のサービス(訪問看護等)利用の際に手話通訳をつけるよう市町村に指導してください。また、手話でコミュニケーションできる聴覚障害者に配慮した事業所を設置・育成してください。

<労働>

- 5 6. 障害者雇用率の達成状況をふまえ、今後の障害者雇用についての大阪府の計画を明らかにしてください。
- 57. 視覚障害者あはき師の就労機会を脅かす、晴眼者養成施設の新設・定員増について認可しないよう国に働きかけてください。とりわけ、平成医療学園(北区中津)のあん摩科新設申請については、引き続きあはき法19条の主旨に基づき認可しないよう国に働きかけてください。
- 58.マッサージ業における「無免許者」の取り締まりを厳正に行ってください。
- 5 9. 柔道整復師による医療保険の「カラ請求」、「水増し請求」、「ふりかえ請求」など不正請求に関する実態把握に努め、法の遵守を求めてください。また、奈良県橿原市の例を参考にしながら、大阪府においても市町村が柔道整復師に対して効能の広告をしないよう調査指導できるようにするため、柔道整復、鍼灸、マッサージを取り扱う施術所の開設等の事務権限の移譲について検討してください。
- 60.「聴覚障がい者等ワークライフ(職業生活)支援事業」をより充実させていくために 予算を増額してください。また、国として、同様の事業を行うよう、強く働きかけてく ださい。

くまちづくり>

- 61. 当事者の声をきいて府下全域のバリアフリー化を促進してください。
 - ①整備重点地域を協議する体制を創設して、計画的にバリアフリー化を推進してください。当面は、京橋駅周辺地域を整備重点地域に指定して、ターミナル駅にふさわ

しい整備を行ってください。

- ②障害者が利用する公的な施設とそこまでのアクセス (経路) の整備を国や市町村と連携して進めてください。
- ③銀行でのATMシステムで暗証番号を押すことができないことや駅員呼び出しボタンが押せないなど、上肢障害者には利用しにくいシステムが多くなってきています。 当事者の声を聴き、利用ができるように改善してください。
- 62. 交通運賃割引の対象者を拡大するよう国および関係機関に強く働きかけてください。
- 63. 駅舎へのホーム稼働柵の設置を促進してください。
 - ①大阪メトロが計画している稼働柵について大阪市外に所在する駅についても大阪府 の責任で設置できるようにしてください。
 - ②各鉄道事業者に対してホーム可動柵設置をはたらきかけてください。
 - ③ホーム可動柵の整備状況について大阪府として調査を行うとともに障害者をも加えた研究会などを設置してください。
 - ④今後鉄道事業者から可動柵設置計画が提示された際の、大阪府としての方針を示してください。
- 6 4. 避難行動要援護者プラン、避難行動要援護者防災マニュアルや避難所運営マニュアル 等が適切に整備され、市町村が障害者などの避難行動要援護者へのきめ細かい対応を進 めていくことができるよう、大阪府として必要な施策を講じてください。また、福祉避 難所を整備するよう市町村に引き続き求めてください。
 - ①避難所には障害者担当の係員や相談員が配置できるようにしてください。
 - ②障害者をはじめとする避難行動要援護者の避難先について、一次避難所における福祉避難室、二次避難所としての福祉避難所の整備を急ぐとともに、障害者特性にあわせた福祉避難所(ホテル等)の設備などの具体化を働きかけてください。
- 65. 投票所への移動が困難な視覚障害者に対しては、点字による在宅郵便投票を認めてください。
- 66. 視覚障害者が同行援護を利用して投票した際には、その費用を公費で保障してください。
- 67. 現在工事が進められている吹田市内の府道十三号高槻線の歩道拡張工事に伴って点字誘導ブロックを敷設してください。

く医療>

- 68. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。
 - ①一医療機関の負担上限額を復活させるとともに、月負担上限額を大幅に引き下げて ください。
 - ②院外調剤の自己負担を撤廃してください。
 - ③中軽度の障害者を、制度の対象にしてください。
 - ④重度障害者医療費助成制度の果たしてきた役割に鑑み、コスト面からだけでなく重度障害者がこの制度をどのように活用し健康な暮らしに役立てているのか等の実態を調査してください。2018年4月以降の制度改定における障害児者・家族の暮らしへの影響について、大阪府として定期的に調査を行ってください。
 - ⑤経過措置が終了した老人医療費助成制度を利用していた人についての影響調査を実施してください。
- 6 9. 脳性麻痺の二次障害の頚椎症性頚髄症等の手術治療ができる医師や専門医療機関を 大阪府内に確保するため、保健福祉室や障害福祉室が連携をして具体的な手立てを講じ てください。また、どの医療機関でどういう対応をして、どういう実績があるのかを調 査して、当事者や家族、関係者に情報発信をしてください。
- 70. 障害者地域医療ネットワーク事業を充実させてください。同時に、この事業を広く障害者・家族に周知・広報してください。

- 7 1. 脳性麻痺やポリオ、脊髄損傷や頸髄損傷等の中途障害などの障害別に、成人期の健康実態や機能低下などの二次障害の具体的な症状の実態調査を実施してください。その際、在宅・福祉的就労・一般就労などの社会環境別に分けた調査を実施してください。幼少期や学齢期から自らの障害を正しくとらえて、二次障害への知識・認識を正しく持てるように学校や公的機関から、当事者や家族などに指導(アドバイス)できるシステムを創設してください。
- 72.公立病院に「てんかん外来」が設置されるよう府として特段の措置を講じてください。
- 73. 障害者が入院する際に個室利用を求められる場合の負担軽減制度(補助制度)を創設してください。
- 74. 障害児者のインフルエンザ予防接種費用の補助を行ってください。
- 75. 障害の特性を踏まえた各種診療が可能な総合病院を整備してください。
- 7 6. 医療機関において、聴覚障害者(ろうあ高齢者等)が安心して治療・入院が受けられるよう、府下の各医療機関(民間)に手話通訳者の設置、手話ができる看護師、相談員などが配置できるよう働きかけてください。

以上